

## 金融経済教育の今後の実施方針について（案）

H25.9.9

## 1 前回部会（平成 25 年 1 月 10 日開催）以降の主な経緯

## ●【H25. 1. 30】第 10 回東京都多重債務問題対策協議会

- ・第 12 回金融経済教育部会です承された金融経済教育の今後の方針を報告、了承  
〔今後の方針〕

都が実施する消費者教育の「金融経済教育」分野として、消費者教育事業の中で一元的に実施

## ●【H25. 3. 29】「東京都消費生活基本計画」策定（H25～H29）

今後 5 年間で特に重点的に取り組む施策として、「ライフステージに応じた消費者教育の推進」を位置づけ

- 〔具体的施策〕
- ・体系的な消費者教育の推進
  - ・東京都消費者教育推進地域協議会（仮称）の設置
  - ・消費者教育アクションプログラム（仮称）の策定 など

## ●【H25. 5. 21】「東京都消費者教育推進協議会」設置

東京都消費生活対策審議会の部会として、消費者教育に関する情報交換や調整等を行うために設置。構成員は、別紙のとおり。

## ●【H25. 8. 20】「東京都消費者教育推進計画」等策定（H25～H29）

## (1) 東京都消費者教育推進計画

- ・東京都消費生活基本計画の重点施策である消費者教育に関する施策・事業を、具体的に推進していくための実施計画
- ・東京都消費者教育推進協議会の意見を反映して策定
  - 効果的な消費者教育の展開（企業・大学等との連携、区市町村支援等）
  - ライフステージごとの取組（小学校・中学校及び高等学校の学校現場への支援、高齢者や周囲で見守る人への消費者教育等）

## (2) 東京都消費者教育アクションプログラム（平成 25 年度版）

大学や企業が多く集まっている東京の特性を踏まえ、特に重点的に取り組む世代・テーマ等を 5 つ設定（毎年度改定）

## 2 今後の実施方針（案）

- ・金融経済教育部会については、消費者教育推進法に基づき設置された「東京都消費者教育推進協議会」に、その機能を統合する。
- ・都の金融経済教育は、消費者教育の中の重要な分野として、同協議会の意見を聴取しながら、一元的に実施していく。
- ・都の金融経済教育を含め消費者教育の取組実績について、毎年度、多重債務問題対策協議会に報告する。